

〔「職業実践専門課程」の創設について（報告）抜粋  
（平成 25 年 7 月 12 日 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議）〕

## 「職業実践専門課程」の創設について ～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～（報告） で示された認定基準等

### （1）目的

専門学校のうち、企業その他関係機関との連携の下、当該課程の目的に応じた分野における実務に関する知識、技術及び技能を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする課程を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定することにより、専門学校における実践的な職業教育の水準の維持向上を図り、もって生涯学習の振興に資すること。

### （2）認定基準

#### ①修業年限及び授業時数について

当該専門課程の修業年限が2年以上であること。  
全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は62単位以上であること。

- 職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するための学習量として十分な成果を上げることが期待され、かつ、他の学校種との接続を考慮。

#### ②教育課程について

企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成（改善・工夫を含む。以下同じ。）を行っていること。

- 企業等が委員として参画する「教育課程編成委員会」を設置し、授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を行うなど、企業等の要請を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育が主体的に実施されていること。

（審査のポイント）

- \* 教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針
- \* 教育課程の編成の頻度等
- \* 教育課程の編成に企業等の意見がどのようにいかされたか 等

#### ③実習・演習等について

企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）を行っていること。

- 学校と企業等が協定書等を締結し、企業等校外で実施される実習や企業等からの講師派遣を受けた校内で実施される実習・演習等について、学生の指導や学修成果の評価等に関する連携体制が確保されていること。

（審査のポイント）

- \* 連携による実習・演習等の基本方針（連携の協定書等）
- \* 実習・演習等計画概要
- \* 学修成果の評価 等

#### ④教員の資質向上について

教員に必要な専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能並びに、指導力の修得・向上を目的として、企業等との連携の下、研修を組織的に行っていること。

- 企業等との連携の下、職業に関連した実務に関する知識、技術及び技能並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上のための組織的な研修機会を確保していること。

(審査のポイント)

- \* 教員の研修・研究の基本方針
- \* 研修・研究の実績
- \* 研修・研究計画 等

#### ⑤学校評価及び情報提供について

(学校評価)

学校の自己評価に加え、企業等が委員として参画する学校関係者評価を実施し、公表していること。

- 学校の自己評価はもとより、企業等が学校関係者として評価に参画する「学校関係者評価」の実施及び公表と評価結果を踏まえた学校運営の改善の取組を評価。

(審査のポイント)

- \* 学校評価の基本方針
- \* 学校関係者評価の委員名簿
- \* 学校関係者評価における企業等の学校関係者委員の意見がどのようにいかされたか 等

(情報提供)

企業等の学校関係者に対し、連携及び協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

- 企業等の学校関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、企業等の学校関係者に対し、当該専門学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供し説明する等の理解を得るための取組を行っていること。

(審査のポイント)

- \* 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針（学校関係者との連携・協力を図るための工夫を含む）
- \* 情報提供の状況（情報提供の項目ごとの公開の有無）及び公開方法 等